

監査委員告示第 4 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、令和 2 年度定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表します。

令和 2 年 11 月 19 日

上田市監査委員 小池 功二
同 小坂井 二郎

令和2年度 定期監査結果

上田市監査委員

1 監査実施期間

令和2年4月9日から令和2年11月16日まで

2 監査の範囲

令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の対象

上田市の全部局

4 監査の実施概要

(1) 監査の目的・視点

財務に関する事務が、法令等に従い適正に執行されているか、また、内部統制に係る仕組みが適切に機能し運用されているかを主眼として監査を実施しました。

(2) 監査事項

ア 収入事務

歳入予算の執行管理、調定時期及び徴収事務、現金直接収納の扱い、未収金の債権管理

イ 支出事務

歳出予算の執行管理、食糧費・交際費・政務活動費の執行、補助金等の交付事務

ウ 契約事務

契約の手続き、契約締結、履行の確認

エ 財産管理事務

財産整理簿の整備、所管財産の異動処理事務、行政財産の貸付事務

(3) 監査の方法

次の方法により、また、関連のある各種検査等の結果も参考に実施しました。

ア 事務監査

財務会計システムによる財務状況確認や全課所に対し求めた所定調書に基づく事務監査を実施しました。実施期間：令和2年4月9日から令和2年10月20日まで

イ 現地監査

美ヶ原高原の市有地（上田市武石上本入2085番地78）について、賃貸借契約により建設した建物が放置され、未収金が発生していました。現地の状況を確認しました。

実施日：令和2年9月9日

ウ 説明聴取

事務監査の結果に基づき必要と認める課所を選定し、関連事務に係る説明を聴取しました。

実施日：令和2年10月7日

財政部（財産活用課）、商工観光部（観光課）、武石地域自治センター（地域振興課）

エ その他参考とした監査結果等

有価証券等の財産保有状況検査

実施日：令和2年4月1日から令和2年4月16日まで

5 監査の結果

財務事務の執行の合规性及び内部統制の視点から監査した個別結果は、5ページからの「所属別監査結果」とおりのです。また、監査結果の区分状況は、以下のとおりです。

(1) 「是正・改善を求めるもの」 14件

法令等又はこれに基づく制度の運用に係る規定に対して、適正を欠く内容が認められ関係する事務等の是正、改善及び再発防止を求める事項（報告書記載）

(2) 「留意・検討を求めるもの」 8件

是正・改善を求めるには至らないが、法令等の規定趣旨や現状における疑義に対し、執行権者自ら留意と検討を行うことにより、今後関係事務等の適正を図る余地が認められる事項（報告書記載）

(3) 「通知指導」 23件

改善事項として担当課に周知する必要がある、すぐに改善が図られると考えられる事項（報告書記載なし、担当課へ通知）

参考：令和元年度	[是正・改善 24件]	[留意・検討 2件]	[通知指導 25件]
平成30年度	[是正・改善 60件]	[留意・検討 8件]	
平成29年度	[是正・改善 63件]	[留意・検討 3件]	
平成28年度	[是正・改善 46件]	[留意・検討 0件]	

6 監査の意見

(1) 担当課が所管している普通財産の土地、建物について

上田市財務規則(第173条の2第2項)によれば、普通財産は、別段の定めをしたもの以外は財産活用課長が所管することとなっていますが、活用もされず担当課が所管を続けている土地、建物が多く見受けられます。

これらは、行政財産を用途廃止し普通財産になった土地建物や、元々普通財産であった教員住宅の跡地などで、担当課が経費をかけて除草等の維持管理を続けています。

担当課によると、引き取りにあたっては、財産活用課から、建物の取り壊し、境界確定、処分方法の指示などが求められるとのことですが、その明確な基準、方法などが示されておらず、担当課では対応ができず、そのままの状態が継続しています。

財産としての不動産管理は、今後の活用や処分方法などを総合的に判断する意味でも一箇所で行うことが望まれ、また、不用となった不動産の売却は、売却代金や固定資産税等の収益が得られ、財源確保の面からも有効です。

普通財産を所管課から財産活用課へ移管する際、担当課がすべき作業分担などを明確に定め、基本的にはノウハウのある財産活用課が処分のための作業を進めることが望まれます。

また、そのための人員体制の整備が必要です。

(財産活用課 総務課)

(2) 上田城跡公園南側のバス専用駐車場の用地について

上田城跡南駐車場の用地は、平成24年度に土地開発公社から土地取得事業特別会計により買い戻され、その後、一般会計からの返済が継続していますが、完済に至っていません。

平成27年度、公園緑地課により整備され、観光課がバス専用駐車場として管理し、1台あたり2,000円の料金を徴収してきましたが、現在は、本庁舎建設工事用車両置場など他用途に使用されています。

地方自治法によれば、基金に属する財産は公有財産の管理の例によることとされており、この用地は普通財産として管理されることとなります。(地方自治法(第241条第7項))

したがって、土地取得事業特別会計及び普通財産を管理する財産活用課が所管するものと判断されます。

今日に至るまで、どこの所属が管理すべきかが曖昧な状況が続いていますが、事故発生の対応など不測の事態に備え、管理の明確化が求められます。

また、観光バス駐車場として整備、使用する場合や、本庁舎建設工事用車両置場などで使用する場合、所管すべき財産活用課と担当課との間に協議書等を整えることが望めます。

(財産活用課)

(3) 自動販売機の入札について

上田市の公の施設に設置されている自動販売機の設置については、財産活用課で取りまとめ入札により設置業者を選定し、契約しています。

しかし、最近の自動販売機による飲料販売の減少に伴い、応札する業者がない若しくは予定価格を下回り不調となるケースが多発しています。

設置の必要が無いと判断し撤去した施設も多数ありましたが、設置の継続を希望する施設(6箇所)においては、急遽、行政財産の目的外使用許可を出し対応しました。

その結果、条例に基づく使用料を徴収することとなりましたが、その使用料金は、最高入札金額よりかなり低い破格値(最高入札金額の2.8%から9.1%)となりました。

財源確保の観点から考え、予定価格の変更を行い再入札するか、現設置業者に契約延長を求めるなどの措置が望めます。

(財産活用課)

(4) 美ヶ原高原の市有地貸し付けについて

美ヶ原高原の市有地(上田市武石上本入 2085 番地 78)の一部を貸し付け、ガソリンスタンド、店舗、保養所などが建設されましたが、施設を建設した2法人は、既に倒産しています。

賃借料(私債権)については、平成20年以前のもので残っていますが、その後は請求されていません。

平成30年度の定期監査において、この賃借料の処分について指摘したところ、武石地域自治センター地域振興課からの措置通知では、相続人への催告、時効の援用があった場合の不納欠損、議決に基づく債権放棄も検討していくとのことでしたが、進展がありません。

土地賃貸借契約書によると、賃貸借が終了した場合は借借人の費用負担で原状回復して返還することと明記されていますが、現地調査をしたところ建物は残存しており、景観上、安全上、非常に問題がある状況です。

賃借料については、回収困難な場合は債権放棄等で不納欠損できますが、残された建物の撤去が問題です。

法的に取れる措置を弁護士等に相談し、上田市が建物解体する場合の費用をどう捻出するか、全庁的にこの課題に取り組み早急な対応が求められます。

(武石地域自治センター地域振興課 行政管理課 財産活用課)

(5) 現金取扱員について

現金取扱員は、会計管理者の事務を補助する会計職員であり、会計管理者は、現金取扱員に変更があった場合は「現金取扱員任免報告書」を提出するよう求めています。

(上田市財務規則第3条、上田市財務規則取扱規定第2条)

例年、この報告がなされていない課所が複数あり、従来の監査では、報告をしなかった課所に対しての指摘事項として取り扱ってきましたが、内部統制の観点から平成30年度定期監査において会計課に対策を求めたところ、それに対しての会計課から監査委員へ提出された措置通知は、

「現金取扱員の任免報告については、令和2年度から年度当初の多くの職員が異動する4月には、全課所からの報告とするよう改善します。」との内容でした。

しかし、本年度の監査を実施したところ 11 課所の報告漏れがあり、また、令和 2 年 3 月 25 日付で会計課から所属長宛に出された文書「出納員等の事務引継及び現金取扱員任免報告書の提出について(依頼)」では、全ての課所からの提出を求める内容になっていませんでした。

以前は、現金取扱員に対して現金取扱員証を発行し現金を取り扱う際には携帯しなければならないこととされていましたが、これを規定していた財務規則第3条の3は、平成21年度から削除されています。

現金取扱員は、出納員(所属長)が任命しますが、指示等が十分でないため、自分自身が現金取扱員であるという認識が薄く、また、その職務についても十分理解されている状況ではないように見受けられます。

現金取扱員を任命する意義を再検討し、適切な対応を望みます。

(会計課 外11課所)

(6)内部統制について

地方自治法の規定では、監査を受けた者が、監査の結果に基づき措置を講じた場合にはその内容を監査委員に通知(措置通知)し、監査委員はこれを公表することとされていますが、上田市においては、すべての監査結果に対して措置通知を受け取っています。

措置通知に記載されている内容について実施状況を検証してみると、記載どおりに履行されていない事例が多数見受けられ、また、指摘事項に対してどの様に対応すべきかが分からずに検討しますと回答したまま、放置している事例もあります。

その結果、次の定期監査で同じ内容のことを指摘する状況にあり、数年来、改善が見られない状況が続いています。

これは、措置通知に記載された内容がそのとおり履行されているかを、市全体で管理監督するポジションが必要ですが、その仕組みがないことが要因です。

地方自治法の改正に伴い地方自治体が内部統制に取り組まなければならない状況下、監査結果報告に対する対応については指摘された担当課所のみ委ねるのではなく、その対応が適切であるかを審査・調整し、また、実施状況を監督指導するコンプライアンスを推進する部署の創設が必要です。

(行政管理課 総務課)

所 属 別 監 査 結 果

「是正、改善」「留意、検討」を求める事項について掲載しております。

軽微な指摘事項等については、別途通知により指導させていただきます。

上田市政策研究センター

- ・ 特になし

秘 書 課

- ・ 特になし

政 策 企 画 部

【 上田市交流文化芸術センター 】

是正、改善を求める事項

- ・ 使用料及び賃借料で支払うべきものを、委託料で支出していました。
（「最貧前線」上田公演実施委託に係る原作使用許諾料）

総 務 部

- ・ 特になし

財 政 部

- ・ 特になし

市民まちづくり推進部

【 人権男女共生課 】

留意、検討を求める事項

- ・ 行政財産を用途廃止した普通財産の土地建物を所管しています。財産活用課へ所管替えすることが適切です。
（旧上田市矢沢共同作業場の土地建物：上田市殿城805番1）

生 活 環 境 部

- ・ 特になし

福 祉 部

【 福祉課 】

是正、改善を求める事項

- ・ 生活保護費返還金(公債権)について、消滅時効(5年)を中断するための債務承認等がされていないものが多く、適正な管理が必要です。

留意、検討を求める事項

- ・ 行政財産を用途廃止した普通財産の土地建物を所管しています。財産活用課へ所管替えすることが適切です。
(旧就労センター上田事業所の土地建物：上田市五加998番 外)

健 康 こ ど も 未 来 部

- ・ 特になし

商 工 観 光 部

- ・ 特になし

農 林 部

【 農政課 】

是正、改善を求める事項

- ・ 予算の補正がされず、多額の不用額がありました。
((款06)農林水産業費(項01)農業費(目05)畜産業費(事業01)畜産業振興事業費(節19)負担金、補助金及び交付金(細節)補助金:配当残高4,570,222円 予算執行率58.0%)

【 森林整備課 】

是正、改善を求める事項

- ・ 公有財産の取得にあたり、財政部長協議がなされていませんでした。
また、財産活用課長宛に「公有財産異動報告書」、会計管理者宛に「公有財産異動通知書」がいずれも提出されていませんでした。
(有害鳥獣防除対策事業用地 :上田市野倉1691番)

都 市 建 設 部

- ・ 特になし

上田地域自治センター

- ・ 特になし

丸子地域自治センター

【 地域振興課 】

是正、改善を求める事項

- ・ 年度をとおして使用する行政財産の目的外使用料について、4月1日付で調定がされておらず、収入も7月以降となっていました。
(相手方:上下水道局事務所、上田地域広域連合事務局事務所、自動販売機の設置2件)

【 産業観光課 】

是正、改善を求める事項

- ・ 行政財産の目的外使用料は、使用前納付が原則とされていることから、年間をとおして使用するものについて、正当な理由がない限り年度当初(概ね4月中)に納付させるよう改善が必要です。
(鹿教湯温泉交流センター事務室使用料、鹿教湯郵便局使用料、鹿教湯温泉センター(五台橋照明引込ボックス)使用料)
- ・ 補助金について、補助率を超え、全額補助している経費がありました。
(商工業振興事業補助金(補助率1/2)11,639千円のうち駅前ロータリー土地賃借分(上田市全額負担) 252千円)

真田地域自治センター

【 市民サービス課 】

留意、検討を求める事項

- ・ 行政財産の目的外使用料を、真田総合福祉センターを一般使用する科目で徴収していますが、根拠条例が違うため細節で分けて管理することが望まれます。
(シルバー人材センター事務所、作業所103,788円)

【 建設課 】

是正、改善を求める事項

- ・ 一体性があると思われる工事で、合理的な理由がなく分割発注し、同一1者と随意契約としている事例がありました。
(事業名)(01)市道新設改良事業費
道路改良工事(大畑横沢線) 道路舗装工事(大畑横沢線)

武石地域自治センター

【 地域振興課 】

是正、改善を求める事項

- ・ 美ヶ原高原の市有地(上田市武石上本入2085番地78)について、賃借料の回収及び残存建物の処分を進めてください。
- ・ 平成30年度定期監査において、普通財産の土地の内、明らかに道路用地になっているもの等は所管替等の手続きするよう意見しましたが、実施されていませんでした。
(上田市武石鳥屋62番1、63番1 上田市下武石1644番3)

【 産業建設課 】

留意、検討を求める事項

- ・ 普通財産の土地を所管しています。地域振興課へ所管替えすることが適切です。
(上田市武石小沢根1115番4、1115番5、1115番10)

会 計 管 理 者

- ・ 特になし

上 下 水 道 局

【 下水道課 】

是正、改善を求める事項

- ・ 一体性があると思われる業務委託で、合理的な理由がなく分割発注し、同一1者と随意契約としている事例がありました。
(本原南処理場異常流入水追跡調査業務、本原南処理場異常流入水流量測定調査業務)

【 丸子・武石上下水道課 】

是正、改善を求める事項

- ・ 一体性があると思われる業務委託で、合理的な理由がなく分割発注し、同一1者と随意契約としている事例がありました。
(藤原田処理場内電気設備撤去設計業務委託、藤原田処理場内機械設備撤去設計業務委託)

議 会 事 務 局

- ・ 特になし

教育委員会事務局

【 教育施設整備室 】

留意、検討を求める事項

- ・ 建物を取り壊した教員住宅の敷地等、再建築の予定のないものについては、財産活用課への移管が適切です。
(上田市別所温泉1879番5 外3箇所)
- ・ 耐用年数が過ぎた古い教員住宅について、入居者がいないものが多く見受けられます。再整備するか廃止するかを検討し、早期の対応が望まれます。

【 生涯学習・文化財課 】

是正、改善を求める事項

- ・ 普通財産の貸付料の収入科目は「財産収入」ですが、「行政財産目的外使用料」で収入している事例がありました。
(旧上田市民会館北側土地:自動販売機設置)

留意、検討を求める事項

- ・ 旧上田市民会館について、市庁舎改築期間中の代替会議室として使用していますが、行政目的で使用しているようであれば、行政財産として管理すべきと考えます。
- ・ 行政財産を用途廃止した普通財産の土地建物を所管しています。財産活用課へ所管替えすることが適切です。
(旧中吉田同和地区集会所:上田市芳田2220番4、旧矢沢同和地区集会所:上田市殿城800番1)

【 スポーツ推進課 】

是正、改善を求める事項

- ・ 体育施設使用料について、調定書に歳入の根拠となるレジのジャーナルが添付されていませんでした。
(上田城跡公園体育館管理事務所の管理する体育施設)

選挙管理委員会事務局

- ・ 特になし

公平委員会

- ・ 特になし

農業委員会事務局

- ・ 特になし

監査委員事務局

- ・ 特になし